

資料

第2次再犯防止推進計画の課題と 次期計画の発展のために

宮田 桂子

本稿は、令和4年度の再犯防止推進計画検討会において当職が書面で提出した意見を短縮修正したものである。

第1 総論的事項

1 計画の前提としての「罪を犯した人」とアセスメント

罪を犯した人が犯罪に至るまでには、障害などの個人の資質、貧困や葛藤などを抱えた家庭、学校への不適応などの様々な困難があることが多い。

犯罪をした人を社会に再包摂し、その立ち直りを支援していくには、その人に対する共感、そして、その強みを見つけて encourage、empower する作業が不可欠である。法務省の「アセスメント」は、得られたデータに基づく分析が主であり、本人のニーズや納得を得る作業が十分考えられていない。困難事例こそ、本人の主観的なニーズを十分知ることが重要である。⁽¹⁾

分析についても、知的障害、発達障害等のために社会不適応を起し、犯罪に至った例が少なくないところ、知的障害には CAPAS 検査が実施されているが、発達障害については未だ調査すら十分ではない。医師、心理専門職との協力のもと、発達障害を有する者の割合や二次障害等について調査、検討をしたうえで、その成果を処遇、支援に活かすべきである。

2 被害者と加害者

犯罪被害者等基本計画が更新され、再犯防止推進計画(以下「計画」という)でも、被害者の心情等に配慮する教育に加え、被害者意見の直接聴取や心情伝達の機会が与えられることとなった。

(1) 加害者の回復は必須の前提条件

人間は、余裕がなければ他人のことを考えられない。

(1) 福祉における困難事例に関する「『困難事例』を解きほぐす」(伊藤健次、土屋幸己、竹端寛 現代新書)は犯罪をした人の支援にも非常に参考となる。

受刑者は、刑務作業で月当たり数千円しか得られないから、社会に出て住居どころか携帯端末すら持ち得ないことがあるし、加害者が社会に出て孤立すれば被害者に思いをいたす余裕を持ってない。国が加害者に対して、被害者のために何かすることを求めるなら、加害者の経済的安定、精神安定や、生きるすべ・目標が見つかる状態を作出する必要がある。それができない状況で、早々に被害に向き合わせることは、「あれもできない、これも無理」になり、加害者を萎えさせるだけである。これは、「加害者を甘やかす」ことではない。なすべきことがらの順番を考えて欲しいのである。

(2) 被害者の精神的救済を

海外における刑事裁判では多くの被害者が加害者に対し「神の赦しを」「神の愛を」といった言葉を述べる。キリスト教の価値観のない我が国では、被害者参加により、法廷が被害者のより重い処罰を望み憎悪や怒りの感情を吐露する場になり得る。比較的予算が少なく済む裁判の被害者参加で被害者支援のおためごかしをしてはいけない。

被害者給付に関する適切な情報提供や給付の充実、被害者に対する住居支援（犯罪被害により一家の大黒柱を失った世帯や性被害・ストーカー被害の被害者には、深刻な問題となり得る）、被害者の精神面へのケア（被害者遺族に対するグリーフケア）の充実が図られなければならない。また、支援されるべき被害者は、加害者が有罪になった場合に限るべきではない。

被害者は、マスコミに追われる、心ない報道やネット上の誹謗中傷に遭うなど、犯罪被害以後にさらなる被害を受け得る。このような負担を少しでも軽減するためには、被害者の匿名報道など裁判確定前の報道の抑制（後述）も考えられるべきである。

また、「罪を犯した人には地域に保護司がいるが被害者にはいない」「刑務所には教誨師がいるのに被害者には相談できる宗教者がいない」という被害者もあり、支援者の重層化は急務と考える。

被害者対応の不十分は、「加害者支援などもってのほか」という意見につながりかねず、予算をかけた制度構築を進めて欲しい。

(3) 被害者の心情についての教育の問題点

被害者の心情伝達の危険な面も認識すべきである。

被害者の中には、当初の新聞報道が正しいと信じ込み、公判までの経緯を誤解し、判決を誤りと決めつけてネット上にその旨の書き込みを続ける人がいる。被害者がそうしたくなるほどつらいことは理解できるが、このような状態の人の心情をそのまま加害者に伝達すれば、その感情を素直に受け取れないどころか、著しい自己否定に陥る危険がある。多くの加害者は自尊感情が低く、被害者の生々しい心情の伝達で混乱し自殺に追い込まれかねない。

被害者が支援を受けて感情的に安定し、加害者も相応の成長を遂げた後でなければ、心情伝達を行うことが有害となり得ることを認識すべきである。

3 匿名報道を原則に！

国は、罪を犯した人の裁判資料、受刑等の情報提供には非常に慎重である⁽²⁾。一方、国家機関たる警察、検察庁は、無罪推定を受けるはずの被疑者・被告人に関して、記者会見や個別のリークにより情報を出し放題である。実名報道によって、被疑者・被告人だけでなくその家族や、ときに被害者まで甚大な被害を被る。昔なら、実名報道されても時間がたてば縮刷版に記事が残るだけだったが、今は、マスコミのネット記事が削除されても、データがコピーされ続け、「デジタルタトゥー」となる。逮捕段階で実名報道がされれば、不起訴、無罪で終わっても名誉回復のすべはないし、社会はその人を「犯罪者」扱いし、就労機会が奪われ、その家族が地域に住めなくなることすらある。

警察や検察庁は、報道機関に対して、安易に捜査段階の情報を提供すべきでないし、事件の詳細や実名の報道は判決確定後にすべきである。少年法改正により逆送の範囲が広がったが、検察庁では、裁判員裁判対象事件では実名を公表する方針であるところ、若年加害者の事件は、集団心理等で凄惨な結果が生じがちで、報道が扇情的になり得るので、そのような運用は極めて問題である。

(2) なお、被告人・弁護人は刑訴法281条の4第1項に定める場合しか刑事裁判のために謄写した記録を用いることができず、無罪事件の検証のために報道機関にそれらを提出することはできない。確定記録は誰でも閲覧できるとはいえ、謄写は認められていない。受刑場所は元弁護人が弁護士会照会をしても教えてもらえない。裁判所の判断、その前提となる捜査のあり方などをジャーナリストが検証し、あるいは支援者が再審事件の問題性を指摘することが極めて困難なのである。

スウェーデンでは匿名報道、ドイツではファーストネームの1文字のみ報道可能としている。デジタル時代の情報拡散の問題性も考慮して捜査情報公開や報道のあり方を考えるべきで、警察庁・法務省・検察庁は、被疑者・被告人の氏名を含めた情報を、いつ、どのような形で提供すべきかについて報道被害にあった者を含めた討議の場を設け、真摯に検討して現状を改めるべきである。

共同通信編集局特別報道室の澤康臣編集委員澤編集委員は、「米国のジャーナリズム教育研究機関(略)には人名どころか『犬の名前やビールの銘柄も書くこと』という教えも出てきますが、こうした実践の場で「きちんとした議論や説明」ができていることが大事」としている⁽³⁾が、イギリスにおいて、10歳の子どもの加害者の実名報道がされたという「バルガーちゃん事件」では実名の発表が裁判所の許可のもと、判決後にされたことに注意すべきである。⁽⁴⁾我が国では、新聞やテレビによる判決後の批判的検討は少なく(再審無罪となった誤判の例すら)、捜査機関の「大本営発表」を無批判に取り上げ、捜査機関に対して「大政翼賛」的態度をとっており極めて問題である。

第2 就労をめぐる問題

1 住居と携帯電話を!

居住場所があることは就労の前提条件であり、就労の前に居住場所を確保する必要がある。また、現在の就職活動や就労には携帯端末、即ち、電話連絡先とメールアドレスを作ることが必須である。⁽⁵⁾ 就労するまで、または3ヶ月間のいずれか短い期間、公的機関がレンタル携帯を支援対象者に貸し出してはどうか。公的機関(更生保護施設を含む)がレンタル契約を締結していれば、支援対象者の遵守事項違反があったときには携帯電話契約を解約することを了

(3) 澤氏は、司法取材を長く担当し、『英国式事件報道 なぜ実名にこだわるのか』(文藝春秋、現在は金風舎から「イギリスはなぜ実名報道にこだわるのか」としてペーパーバック版で発行)を上梓している。

<https://news.yahoo.co.jp/byline/kobayashiginko/20200322-00168499>

(4) 同事件についてのルポルタージュ「少年たちの迷宮(ブレイク・モリソン 文藝春秋社)」子どもを殺す子どもたち(デービッド・ジェームズ・スミス 文藝春秋社)」を読めば明らかである。澤氏のご指摘は事件後のこのような良心的な著作についてこそあてはまるものと考えられる。

解させる方法で、規則遵守の動機付けに使い得る。

2 「職場定着率の悪さ」の原因究明と伴走を

受刑者の就職率と離職率について統計がとられているが、離職の原因は十分検討されていない。職場に定着できないのは就労した人がその職場に合わなかった可能性がある。再犯の可能性についてのアセスメントツールはあるが、刑務所での職業適性のアセスメントがされることは稀（少年院では職業適性検査をすることもある）だし、受刑者には境界域、軽度知的障害域の人が4割以上おり、能力に関する自己認識が過大で職業選択につき夢想的な人が少なくなく、発達障害があると、指示どおりのくり返しである刑務作業では「優等生」になり得るが、コミュニケーションを十分図る能力が不十分等の問題から社会での就労が困難なことがある。「刑務作業ができれば社会でも働ける」というのは幻想である。早期に離職した人が適切にマッチングできていたかを十分に検討する必要がある。

また、本人にやる気があり時間をかければ職場になじめる場合でも、勤務当初はとくに、指示が理解できない等の問題が生じることもあり、「就労の伴走者」が必要な場合がある。就労の際、指導・助言するジョブコーチをつけ、本人に就労について理解を深めさせ、雇用主との間を調整して勤務形態や指示方法の工夫をお願いするなどすれば職場定着が図り得る。この点については、概ね40代までの者への就労支援をしている地域若者サポートステーション、障害のある人への就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、障害者支援センター等の機関があり、主管する厚労省において、罪を犯した人への支援を充実させることを徹底させるべきである。

-
- (5) 「今はみんな携帯を持っているじゃないですか。採用の面接に行っても、携帯を持っていない時点で怪しまれる。携帯がないと連絡がとれないからと、断られることもあります。」「誰かに支援を求めるということ——ある更生保護施設にいる人へのインタビュー——」
「更生保護2022年1月号（73巻1号）25頁。安価でレンタル携帯事業を行っている一般社団法人もある（「通信困窮者のためのセーフティネット」として）71頁以下（「歌舞伎町で再犯防止について考えてみた（新宿19の会 学文社。以下「歌舞伎町」）。なお、「誰かに支援を求めること」には、「生活保護に関して役所に相談に行っても「働けるんでしょ。若いんだから、大丈夫ですよ」という感じで、相談に余り乗ってもらえませんでした」との記載もある。収入がなく、住む場所もない人へのセーフティネットが十分働いていないこともうかがえる。

協力雇用主には、業種の偏りがあることが指摘されているが、保護観察所は性善説にたち、申し込んだ業者全てを登録するため、「ブラック」な事業者が紛れ込み得る。半年以内に出所者が辞めた企業の一部には、労働条件が悪い、当初示された契約内容と実態が違った等の問題があったはずだ。法務省は、協力雇用主から話を聞くだけでなく、罪を犯した人が働いている現場を見に行き、その実感も聞くべきである。問題企業を協力雇用主から外すことで弊害が出るなら、「ブラックリスト」を作るべきだ。

3 就労について「試す」場を

受刑中にインターンシップを実施する（なお、一時出所を制度化すべきだろう）など、現実に関わる機会を与えた上、就労を決めさせれば事態が改善するのではないか。

福岡県就労支援機構は、福岡県から委託を受け、就労体験事業を実施し、非行などの問題を抱える少年に対して、5日間の就労体験の提供と、事業者に1日当たり2000円の謝金、1日当たり4000円の体験手当を少年に対して支給し、傷害保険への加入などを行っている⁽⁶⁾。少年も受入れ事業者も、正式就労が不安な場合があり、就労体験という助走期間を設けるほうが望ましい場合があるし、そこから正式就労につながる好例も紹介されている。成人で就労経験を十分に持たない者等には、体験就労で成功体験を積み上げたい正式就労させることを考えるべきである。

第3 帰住先をめぐる問題

1 国が困難者に対する施設を設置・運営すべき

更生保護施設は全国で2392床しかないため、自立準備ホームの形で民間協力をさらに仰いでいる。満期出所者には、障害を持っている者や社会的スキルを持たない者等、社会に受入先がなく、刑務所にも適応できなかった者が少なくない。とくに、精神疾患があり刑務作業をしていない者には仮釈放がつきづらく、特別調整・任意調整も困難なことが多い。そのような者が社会的スキルを身につけ、自立できるためには、専門性の高い中間施設が必要不可欠である。このような施設は、比較法的にみても国が担うべきものである。刑事施設の中

(6) 福岡県就労支援機構ホームページ <https://www.fukuokasyuro.org/case/>

には、自治体、近隣住民等の理解を得ているところが少なくないから、鑑別所に被收容者が少ないことを財務省から問題視され、少年院や刑務所の閉鎖が相次いでいる現在、国は、そういうところに中間施設に適した場所を見いだすべきで、矯正局と保護局で連携すべきだし、厚労省・文科省とも協力して医療的・教育的な体制を整える必要がある。

2 更生保護施設をめぐる問題

(1) 更生保護施設に金と人を

更生保護施設に多様や役割を期待するのなら、それに見合う予算が必要だが、委託費は未だ5000円台で、それに加算される一般補導費も200円に満たない。更生保護施設に入所する者の多くは福祉から取りこぼれた者だから、更生保護施設を福祉施設と位置づけ、厚労省からの施設維持管理への支援を受けられるようにするなど、経済的に立ちゆくようにすべきである。予算が増やせないなら、法務省からの出向者を積極的に従事させることも考えられる。

自立準備ホームへの委託事務費はさらに低い。更生保護施設に入れない処遇困難者が自立準備ホームに入所する場合も多い⁽⁷⁾のに費用の加算もない。善意に頼るのではなく、委託費の増額、設備維持・更新への国庫からの支援、犯罪をした人を預かる場合の傷害保険料の国の負担などの具体的支援を考える必要がある。

戦前は、キリスト教会や寺院など、宗教団体が更生保護事業を担う場合が多かった。戦後、政教分離のために更生保護法人を作った経緯があるとはいえ、このような公益性の大きな、犯罪をした人の魂に関わるな仕事を宗教法人がすることには意義があり、海外では教会が経営する中間施設も多い。宗教法人への非課税は、このような公益的な業務の実施が期待できていたからではなかったのか。公益を果たさない団体からの金銭徴収を考えるべきである。(本題から外れるが)。

(2) 更生保護施設が抱え込まない支援を

(7) 「補完的な役割といつつも実はより困難を抱えた人が自立準備ホームに駆け込んでくるのが現状（「自立準備ホームという生き直しの場」千葉龍一）」（「歌舞伎町108頁」）

更生保護施設は、仮釈放の際、身元引受人となって住居確保をするだけでなく、職員が生活相談に乗り、ハローワークに同道して就労先に架橋する等の指導をしており、保護司の職員もいる。更生保護施設が対象者を抱え込むと、退所（とくに脱走や円満でない退所）すると、支援が全てストップしかねない。

現在、保護司に配点される事件数が減っていることも考え、更生保護施設内の保護司と地域の保護司が共同して担当してはどうか。また、更生保護施設と地域の自治体とが協力関係にある場合もあるが、多くの施設は地域に対して閉じている。更生保護施設に入った高齢者や障害者には、施設で住民登録をさせて、地域の地域包括センターや基幹センター等とカンファレンスをするなどし、支援を重層化し、異なった視点や個性を持つ者を関わらせるべきである。

第4 「支援の主体」の重層化

1 入口支援を進めるための検察官の意識改革を

第2次計画では、裁判段階で弁護人が福祉専門職の協力で作成した更生支援計画を矯正・保護に引き継ぐことが明記された。しかし、更生支援計画の引継ぎに関する非公式の議論過程で、検察官から、その活動が「減刑ワーク」となることを問題視する発言があった。当事者主義訴訟構造のもと、犯情や情状に関連しない証拠を弁護人が証拠請求することはできないことは明らかなのに、である。検察官が公益の代表者たることを忘れ、自ら犯罪者をより重い処罰で断罪し、自らの意見を通すことだけが任務というマインドになっていないか。

検察官は、被疑者・被告人の障害等に関して弁護人と率直な意見を交わすべきであるし、更生支援計画策定のための証拠開示を惜しむべきではない。

2 被疑者等支援業務の問題

地域生活定着支援センター（以下「定着」という）による入口支援である「被疑者支援業務」が令和2年から開始した。保護観察所の依頼により業務がスタートするスキームだが、検察官が不起訴や単純執行猶予付判決の処分の際、対象者に保護カードを渡さないと保護観察所は動くことが困難になる。何も指導されずに釈放されると、保護観察所に出頭しようとは思わない人も多いのである。社会福祉士のアドバイザーを置く検察庁では、そちらの使い勝手がいいの

か、定着への依頼が伸びていない。検察官も執行猶予相当と考える事件で、弁護人が定着の職員を情状証人としようと思っても（当然、検察官もそれを望んでいる）、「弁護側の証人に定着がなることはできません」と厚労省から言われてしまう。検察官が実刑相当と考えて起訴しても、弁護人の福祉支援の立証によって罰金、執行猶予付懲役の判決が出され得るが、弁護人から定着への依頼が認められていないため、過去、弁護人からの依頼を相談支援業務として受けていた定着では、予算のつく被疑者等支援業務を使わず、予算のつかない相談業務として、多忙な中で支援をしている。現在の被疑者等支援業務は「中途半端」で使い勝手が悪い。

3 地域での出所後等の支援

(1) 更生保護施設が変わる必要がある

更生保護施設は、退所後のフォローもその業務となったが、上記のとおり予算が十分でない。更生保護施設が、利用者を抑圧する「二度と行きたくない所」なら、退所後の相談の受け皿にはなり得ない。実際に「刑務所に居た方が良かった」と利用者者に評価される施設もある。このような場合には、退所した者は、「いつでも相談に来て下さい」と言われても更生保護施設に行かず、職員の来訪を拒む可能性がある。保護観察所は、更生保護施設での対象者への対応が適切かどうか、対象者や職員からの聴取等を通じて適切に監査して施設への指導をするとともに、更生保護施設職員に対して、対象者へのトラウマインフォームドケアや障害へのアセスメント等が適切に行えるよう研修を提供すべきである。上記のように、地域の保護司との共同体制など、更生保護施設による対象者の抱え込み防止も図るべきだ。対象者中心の支援とするとともに、退所後まで支援するというのなら、退所者の交流会を開く、お手伝いにお礼を出して来所を促すなど、施設との関係作りに工夫が必要である。

(2) 定着を法定化し、役割を強化すべきである

罪を犯した人の福祉的支援については、定着が大きな役割を果たしている。しかし、定着は未だ法定事業化されず、予算も貧しい。厚労省は「我が事まるごと」を合い言葉に福祉の一元化を図るというが、罪を犯した人や精神障害者は、社会から偏見を持たれ、差別・排除されやすく、国や地方公共団体が積極的に関わらなければ地域包摂が図れない。再犯防止法を

立法した議員たちは定着の法定事業化を実現すべきである。

厚労省は、活発に活動している定着に合わせて、全国的なレベルアップを図る必要がある。定着の全国組織「全国地域生活定着支援センター協会」が存する（加盟していない定着もあるが）から、定着間の情報共有や底上げのためにさらにこの組織を活用すべきである。

調整後のフォローアップは極めて重要で、これを「抱え込み」と評価するむきもあるが、相当の期間伴走しなければ地域包摂は図れない。上記の相談支援業務やフォローアップ業務に対しても、活動の実態に応じた予算の強化が必要である。

(3) 「寄り添い弁護士」や更生支援計画に関わった福祉職の活用

弁護士は、福祉事務所への同行支援や法律相談、そこで得た情報による戸籍の回復（失踪宣告を受けていたり、知らぬ間に養子縁組がされていたりすることがある）や多重債務の整理等の事件処理を行うが、受刑中から面会して出所後の支援の準備をすることもある。自分の法的問題に気付かない受刑者も多く、帰住先調整を開始した後、刑事施設内の社会福祉士や定着の職員などが面会を通じて法的問題に気付いた場合は、受刑中に法的支援を開始できる体制作りも必要であり、そのようなニーズに対応した弁護士会側の支援の受け皿を作ることも必要だろう。兵庫県弁護士会、愛知県弁護士会等では、「寄りそい弁護士」制度を作り、弁護士による判決後の支援費用を弁護士会予算から補助している。弁護士、弁護士会が関わることで、新たな組織や専門職等との連携を生み出す効果も期待できる。

また、福祉専門職が弁護側の鑑定人として更生支援計画書を作る活動に対して、来年度から日弁連が費用の支弁を実施する。東京、大阪では矯正・保護当局に対してこの計画を引き継ぐ試行がされてきたが、帰住先調整だけでなく、刑事記録にはない対象者の生育歴や障害特性などが記載されており、刑事施設の処遇でも活用できるということで、令和5年度からは引継ぎが全国展開される。関わった福祉専門職や弁護士が、収容中も面会や通信を続ければ、福祉支援への動機付けを維持でき、実態に即した計画変更（老化の進行で単身生活から高齢者施設を検討する等）が可能となる。罪を犯した人には、対人関係を作ることが苦手な人もおり、裁判までの間に信頼関係を築けた福祉専門職や弁護士が、受刑中に出所後の支援に関わ

第2次再犯防止推進計画の課題と次期計画の発展のために

ることには大きな意味がある。

さらに、保護司とこのような専門家との協働も検討されるべきであるし、計画に関わった福祉専門職や弁護士が保護司である場合には、保護区の範囲を超えた活動を認め、支援を実効化すべきである。

なお、上記の弁護士会からの支弁は、本来国がすべきもので、国費負担の検討を急ぐべきである。

第5 法務省の「民間協力者」観の問題

1 民間人はただ働きか

法務省の民間協力者としては、矯正施設における保護司、篤志面接員、更生保護における保護司、更生保護女性会、BBSがあり、計画では更生保護における3者を取り上げられ、計画の当初案では保護司に1章を充てていた。法務省は「民間協力者」を、便利な無償の奉仕者と捉えており、それが様々な問題の原因となっていないか。

2 保護司制度の疲弊

(1) 世界に広報すべき制度か

法務省は、保護司制度は世界に誇るべきものとし、京都コンgresで大きく取り上げ、その後も国際発信を積極的に行っている。⁽⁸⁾ 定員割れや高齢化（40年以上前から指摘されている）等の問題を抱えた制度を誇らしげに発信する神経が理解し難い。

(2) なぜ保護司が増えないか

地域の崩壊によって保護司を提供する基盤が崩れている。保護司は、地域団体、商店会、公立小中学校のPTAの長、青少年委員がなることが多く、人口減の著しい地方都市だけでなく、都会ですら担い手がいなくなっている。総務省行政監察では、協議会による推薦やより細かな単位での協議会開催等を提言している⁽⁹⁾が、保護司だけではなく民生委員等の民間協力者が集められない現在、それでも確保は難しいだろう。

(8) 「特集 更生保護の国際発信」(更生保護 2022年12月号)参照。

(9) 「更生保護ボランティア」に関する実態調査—保護司を中心として—結果報告書」令和3年1月 総務省行政評価局の169頁記載の所見

保護司に「なぜ私は犯罪者の味方をするのだろうか」と嘆く人がいる。報道が犯罪者叩きに走り、政策も厳罰化にまっしぐらでは、罪を犯した人のために働く動機付けはできまい。

保護司の多くは、少年の立直りをやりがいと考えているが、少年事件が激減している。現在の保護観察対象者は、障害による特別な配慮や福祉支援が必要な人や刑の一部執行猶予による長期のケアが必要な薬物事犯が多く、保護司のやる気を削いでいる。しかも、事件の件数が少なく、配点がないため保護司を辞める人もいる⁽¹⁰⁾。

研修会や、対象者の改善更生を助ける業務以外の広報活動や各種の保護司会の委員会活動等が日中開催され、有職者には負担が大きい⁽¹¹⁾。保護司は、毎年7月1日に開催される「社会を明るくする運動」でティッシュ等の啓発素材を路上で配布するなどするが、その不毛さを感じる保護司もいる⁽¹²⁾。

そして、保護司の金銭的負担感がある。刑務所、少年院は、もよりの駅、空港から遠方にあることが多いが、対象者の面会に行く場合、鉄道、バス、飛行機運賃は出ても、タクシー代、レンタカー代、自家用車のガソリン代は出ない(近くにバス停がなくても、である)。費用支弁が十分でない一方、保護司は、保護司会への会費を月千～二千円徴収され、支払いをせず保護司会から退会を迫られている保護司もいる。

保護観察所は、対象者の秘密を守るよう保護司に求める。しかし、保護観察所は、保護司に対して、地域で積極的に講演などの広報活動をするよう勧める。心ある保護司は、自分の面が割れれば対象者が自宅に来ると前科が近隣に知れることを心配している⁽¹³⁾が、広報担当とケース担当を分けるような工夫もない。

保護区のしほりも問題である。保護司制度ができたころは、就労地と居住

-
- (10) 同報告書 32 頁等。なお、都内のある保護区では 100 人余の保護司がいるが、現実に対象者を担当しているのは 30 人余で、しかも、1 人が数件を担当しているという。保護観察所が依頼しやすく頼りになる保護司に事件を配点している可能性がある。
- (11) 研修について同報告書 93～94 頁、犯罪予防活動の効果への疑問について 161 頁、負担感について 162 頁。
- (12) 同報告書 162 頁
- (13) 同報告書 162 頁

地が近接していたかもしれないが、現在、職住は分離することが多く、職場近くの保護司との面接のほうが合理的であっても居住地の保護司が担当者に指定される。対象者が就労や婚姻のために保護区外に転居すれば、当然に保護司が変更する。対象者と信頼関係を築けた保護司には、保護司法8条但書で例外を認めて継続業務をさせればいいのにそのような配慮はされず、担当を外された後、心配し続け、担当ではないのに助けを求められることもある。また、福祉支援の必要な対象者の場合、施設を移動すれば保護区をまたぐことも多い。「保護区」のしぼりは、保護司のやる気をそぎ、対象者を混乱させる原因となり得る。

(3) ケース以外の有益な業務はある

担当するケースがないなら、非行・犯罪防止の効果的な活動に従事させるべきである。保護観察所が、学習支援保護司を指名し、保護観察官と連携して修学支援を行う就学支援パッケージ⁽¹⁴⁾が試行されている。ケースが減っている現在、上記の広報活動や学習支援等に保護司の業務をシフトさせ得る。教員を退職後、非行少年の教育に関わりたい人がおられるから、公募などをして保護司に選任すればよく、この試行による個別指導だけでなく、能力に応じた講義のストリーム配信、テキスト作成など、多様な支援ができよう。

2 更生保護女性会（略称「更女」）の発展的解消

男女平等どころかLGBTQまで考えるべき時代に、更生保護事業で「女性会」を置くことは、更生保護事業や法務省の後進性を印象づける。主に保護司の妻と女性保護司から成る更女には一般の女性すら入りづらい。また、保護司を希望したところ、「奥様を更女に」と言われて困惑した男性もいる。保護司を定年退職したが更生保護に関わり続けたい男性の受け皿はない⁽¹⁵⁾。更女は発展的に解消し、性別や世代を問わず参加できる団体とすべきである。

(14) 「保護観察所における修学パッケージの施行(法務省保護局更生保護振興課観察係)」(更生保護2021年1月号(73巻1号))

(15) 保護司OBには桐友会という組織があり、保護司への指導や社明での広報活動等をしているが、なぜか法務省はこの団体を更生保護関連の団体に挙げていない。

3 連携すべき民間団体等を具体的・広範に考えよ

法務省の予算に関わる民間協力者だけでなく、幅広い人たちとの連携体制作りが必要である。第2次計画では弁護士、弁護士会との連携が明示され、今後、検察庁や刑事施設に勤務、提携し、あるいは更生支援計画を作成する福祉専門職との連携も深化され得る。

さらに連携する人の輪を広げる必要がある。障害を有する者については、医療職や心理専門職との連携が不可欠であり、大学や心理資格の認定団体等との連携も考え得る。例えば、心理資格を取得するための実務経験を積ませるべく、受刑者や保護観察対象者等に無料でのカウンセリング等ができないか。また、若者の就労サポートの窓口をはじめ、福祉的支援をしている団体に対しては、罪を犯した人の更生支援の重要性を啓発し、協力を求める必要がある。

様々な専門職や団体等を想定し、その連携を考えていくことが重要である。

第6 罪を犯した人と家族

地方更生保護委員会は、家族が身元引受を了解すると簡単に家族の住居地を帰住先として仮釈放を検討する。

犯罪をした人の家族は、示談金の支弁や周囲からの白眼視等で疲弊している場合も多い。そのような状態の家族のもとに罪を犯した人を帰せば共倒れになりかねない。保護司の帰住先調整の調査は、家族の経済状態や居住スペースの広さといった形式的な面が中心とならざるを得ず、家族の精神状態までは踏み込みづらいため、保護観察所が予めアンケート形式で悩みを聴取し、それを保護司に伝え、さらに社会福祉協議会や福祉事務所等と連携するなどして、家族の悩みや心配にも配慮した支援を実践すべきである。

また、薬物依存者の家族が、enablerであることも多く、親族に対する情報提供・指導は不可欠である。保護観察所では、家族会を設けるなどしているが、家族が保護観察所まで出むくことのハードルが高く、家族が電話等で容易に相談ができる体制が不可欠である。それ以上に、家族のもとに帰さずにすむものまで家族のもとに帰しているという問題がある。薬物依存者が、裁判で病院への入院や回復施設への入所をすると供述して一部執行猶予を得ることがあるが、その場合は、家族のもとではなく、病院・入所施設を帰住先とする調整をすべきである（検察官が、処遇意見書に裁判で述べた治療機関を記入すれば

いい) し、地方更生保護委員会は、入院・入所を承諾した機関が刑の一部執行猶予を得た薬物事犯の約束が守られないために迷惑を被っていることを認識すべきである。そのような入院・入所を特別遵守事項とした場合に、悪質な例にはその違反を理由とする再収容も検討すべきである。

第7 地方自治体との問題

1 賃金相当の作業報償金を出せば変えられる

住居不定で裁判を受ける者や受刑中に住民票が消除される者がいる。受刑中に住民票を置ければ出所後の諸手続は圧倒的に楽になる。最低賃金ベースの作業報償金を支払えば、受刑者の納税が可能となり、刑務所所在地の基礎自治体で受刑者が住民登録をすることへの抵抗は著しく小さくなるだろうし、受刑者が国民年金や健康保険料を支払うことも可能になり、保険医療を受けられれば刑務所医療を抜本的に改革することが可能となる。

2 更生保護施設で住民登録を

更生保護施設の中には施設の住所に住民票を置くことを認めない施設がある。刑務所で住民票を置いても転入先がなければ就職活動等が困難になる。国が更生保護施設がある自治体へ積極的に働きかけ（総務省マターか）、全ての施設で住民登録ができるようにするか、施設が住所では偏見を生じて問題があるというのなら、市町村役場への寄留の方法をとるなど、住所を持てる方策を考える必要がある。

3 基礎自治体への啓発を

罪を犯した人が住民登録をし、福祉を受けるのは基礎自治体である。基礎自治体の職員が、罪を犯した人を窓口から体よく追い出すことがままある。基礎自治体の職員に対して、刑事法のしくみ、罪を犯した人を支援する意義について十分な研修を行う必要がある。研修を録画してweb上にアップするなど、予算を要さない方法はいくらでもある。

第8 さらに我々は何をすべきか

1 相談やプログラムの場をいかに広げるか

保護観察所の管轄区域は広く、対象者や家族が相談しに出むくには遠すぎる場合がある。精神保健福祉センターは充実したプログラムを提供しているが、やはり都道府県内に1～数カ所と少ない。アクセスしやすく気軽に出入りでき

る場所で相談やプログラムが受けられればベストだし、交通が不便な地域では、webによる相談、受講なども検討される必要がある。

検討会で、保護観察所による電話相談等も検討されているとの回答があったが、単なる窓口紹介ではなく、窓口への同行支援などの手続き支援も考えるべきである。

2 周辺支援との連携

非行防止は、青少年が健全に育てる環境整備ともいえる。貧困な子どもの生活支援、学習支援をしている団体や個人に対して、国による支援を充実することが急務である。

そのような子どもの支援をしている団体と、再犯の防止の活動をする団体との交流、連携を図ることも重要である。更生保護施設をこども食堂に提供すること、保護観察所で実施をしている学習支援プログラムに、非行少年等だけでなく地域で学習の機会のない青少年に参加してもらうことなど、できる交流は沢山あろう。

成人に対する支援でも、地域福祉計画、地域包括ケアなどの福祉施策に、再犯防止のための諸活動に関わる団体に関与していることが多く、定着が軸となって地域の諸団体との連携を深め、その連携を矯正・保護でも利用させてもらおうが、保護観察所によるネットワーク作りよりも容易でしかも深化したものができるのではないか。

3 刑事法改正を

(1) 刑法の全面改正を含めた大議論を

自由刑が一本化され、自動車人身事故や侮辱罪、性犯罪等について重罰化が図られた刑法は、全面改正をすべき時期にある。万引きを繰り返せば常習累犯窃盗として刑務所に送られるなどの重すぎる財産罪の法定刑軽減、治療等を条件とする執行猶予制度や社会奉仕命令等の処分の多様化ができれば、刑務所の負担は大幅に軽減されよう。

裁判員裁判では、広すぎる量刑の幅が混乱を招いている面があり、犯罪類型毎の構成要件を設定し、責任の幅に合わせた法定刑とすることも必要かもしれない。

訴訟法では薬物事犯に対応するドラッグコートも検討に値する。

(2) 執行を考えた判決

裁判段階で被告人の資質等を調査することは、適切な処分の選択や刑の執行のために極めて重要である。裁判所による判決前調査制度も考えられ

るが、当事者主義訴訟構造のもと、調査をした福祉専門職との判決後の交流を図り得る更生支援計画策定の拡大・深化が望まれる。

(3) 刑務所改革

刑務所の生活が社会の生活とかけ離れ過ぎている。作業報償金の賃金並みの引上げは急務である。大きなかけ声をかけ指先まで手を伸ばして分列行進し、非常に細かな規則に従った生活をする刑務所に知的、発達障害がある人が過剰適応すれば普通の生活が困難になる。行進のように歩き、裁判官に直立不動、大声で氏名を名乗り深々と礼をする、刑務所様式の被告人を法廷傍聴で見た。求職活動等でそういう行動をとればただの不審者である。また、今の刑務所の運用では自主性が育たない。一斉にチャイムで起こすのではなく、目覚まし時計をかけさせれば朝起きる習慣が身につく。自主性を涵養する教育・指導に転換すべきである。参政権を行使し投票が認められるべきだし、上述の住民登録は必須の前提である。

そして、被収容者が減ってきたとはいえ、刑務所職員の業務は非常に過酷であり、労働環境改善は不可欠である。職員の待遇改善は、受刑者への余裕をもった対応にもつながってくる。

4 医療観察法対象者もこの計画に

医療観察法対象者には、社会での受入先がなく入院が長期化している者も少なくない。犯罪をしたことに加えて精神障害への偏見により、このような人たちの社会包摂はさらに困難なのだから、今後の計画に盛り込むべきである。

なお、当職の検討会に提出した意見書には上記に記載のないものもあるのでご興味のある方はご高覧いただきたい⁽¹⁶⁾。

(16) 第5回 <https://www.moj.go.jp/content/001380933.pdf>

第6回 <https://www.moj.go.jp/content/001382839.pdf>

第7回 <https://www.moj.go.jp/content/001383131.pdf>

に宮田委員資料としてPdfが掲載されている。

さらに議事録もご覧いただけると嬉しい。

第5回議事録 <https://www.moj.go.jp/content/001383998.pdf>

第6回議事録 <https://www.moj.go.jp/content/001385335.pdf>

第7回議事録 <https://www.moj.go.jp/content/001386864.pdf>

第8回議事録 <https://www.moj.go.jp/content/001387789.pdf>